

貯水槽水道設置者の方へ

水道水を貯水槽に受け供給する施設（貯水槽水道）は、適正な管理を怠ると健康に大きな影響を及ぼすことから、水道法等で適正な管理が義務付けられています。また、各水道事業者の供給規程において貯水槽水道設置者の責任に関する事項が規定されています。

《管理の方法》

◎ あなたの施設は、次の（Ⅰ・Ⅱ）により管理してください。

<p>Ⅰ 水道水を受ける水槽の有効容量が10m³を超える施設 (簡易専用水道)</p>	<p>Ⅱ 水道水を受ける水槽の有効容量が10m³以下の施設 (小規模貯水槽水道)</p>
<p>① 厚生労働大臣が指定した検査機関の検査を<u>毎年1回以上</u>受けること。</p> <p>② 水槽の掃除を<u>毎年1回以上</u>行うこと。施設の点検と改善、水質の管理及び給水の停止の措置等を実施すること。</p>	<p>① 水槽の清掃、施設の点検と改善、水質の管理及び給水の停止の措置等を実施するようにしてください。(厚生労働大臣が指定した検査機関の検査を受けることが望ましい。)</p>

水槽の清掃

水槽の掃除を毎年1回以上定期的に行い、いつも清潔な状態を保つこと。



施設の点検と改善

水槽の点検を行い、有害物質や汚水等によって、汚染されていないことを確認し、不備があれば改善すること。



水質の管理

水の色、濁り、臭い、味などにいつも注意して、異常があれば必要な水質検査をすること。



給水の停止

供給している水が人の健康を害するおそれがあるときは、直ちに給水を停止して、利用者や保健所、水道事業者などの関係者に知らせること。



※上記の他、町村部に設置される貯水槽水道については、「建築物における給水施設の維持管理要領」に基づく衛生管理が、市に設置される貯水槽水道については、市の要領等で定める衛生管理が必要になる場合があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関連し、水道の使用量の減少や、長期間使用を中止している貯水槽水道について

次の点に留意し、貯水槽水道の適正な衛生管理をお願いします。

- ・ 貯水槽内に数日以上停滞している水は、残留塩素が消失しているおそれがあるため、残留塩素濃度を確認してください。
- ・ 水の色・濁りに異常があったり、残留塩素が確保されていない場合は、貯水槽内の水の入替え等を行い、色・濁りに異常がなく、残留塩素が確保されていることを確認してから使用してください。
- ・ 今後見込まれる水道使用量に合わせ、貯水槽内の水位を適正な量に調整してください。（貯水槽内の水量の目安：1日使用量の半分程度）

「建築物における給水施設の維持管理要領」(昭和62年3月31日付け62環第139号衛生部長通知)に基づく手続き（町村部に設置される簡易専用水道のみ。水道事業者に調査票を提出することで届出が省略できます）

①新たに簡易専用水道を設置した場合

速やかに簡易専用水道設置届（様式第1号）により管轄保健所に届け出てください。

②届出事項に変更が生じた場合

速やかに簡易専用水道届出事項変更届（様式第2号）により管轄保健所に届け出てください。

③簡易専用水道を廃止する場合、当該施設を長期にわたり使用を中止する場合、休止した施設を再開する場合

速やかに簡易専用水道廃止（休止・再開）届（様式第3号）により管轄保健所に届け出てください。

管轄及び窓口（※）

保健所等名称	電 話	所轄区域
愛知県瀬戸保健所	0561-82-2196	東郷町
愛知県江南保健所	0587-56-2157	大口町・扶桑町
愛知県清須保健所	052-401-2100	豊山町
愛知県津島保健所	0567-26-4137	大治町・蟹江町・飛島村
愛知県半田保健所	0569-21-3341	阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町
愛知県西尾保健所	0563-56-5241	幸田町
愛知県新城保健所	0536-22-2203	設楽町・東栄町・豊根村

要領やパンフレットについて以下の Web ページに掲載していますので参考にしてください。

「貯水槽水道の衛生管理について」（愛知県生活衛生課）：

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/cyosuisou.html>

※市に設置される貯水槽水道に関する手続きについては、各市のWeb ページ等を御確認ください。（別紙参照）